

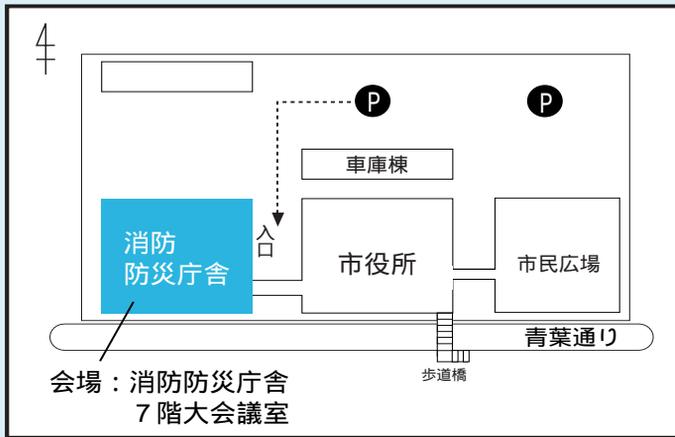
# 市・県民税



## 市役所での申告相談受付

とき 2月16日(水)～3月15日(火)  
9:00～17:00  
土・日曜日は除きます。

ところ 消防防災庁舎 7階大会議室



## 公民館での出張受付

| とき       | ところ    |
|----------|--------|
| 2月18日(金) | 東公民館   |
| 2月21日(月) | 須津公民館  |
| 2月22日(火) | 吉永公民館  |
| 2月23日(水) | 元吉原公民館 |
| 2月24日(木) | 原田公民館  |
| 2月25日(金) | 田子浦公民館 |
| 2月28日(月) | 富士南公民館 |

各会場とも9:00～16:00

| とき       | ところ     |
|----------|---------|
| 3月1日(火)  | 富士駅南公民館 |
| 3月2日(水)  | 富士公民館   |
| 3月3日(木)  | 岩松公民館   |
| 3月4日(金)  | 大淵公民館   |
| 3月7日(月)  | 神戸公民館   |
| 3月8日(火)  | 天間公民館   |
| 3月9日(水)  | 丘公民館    |
| 3月10日(木) | 鷹岡公民館   |



市民税課(市役所3階) ☎55-2734 ☎53-0974  
F <http://fujishi.jp/cityhall/zaisei-b/siminzei/>  
A [siminzei@city.fuji.shizuoka.jp](mailto:siminzei@city.fuji.shizuoka.jp)

# 市・県民税、所得税の

# 申告は正しくお早目に

申告期限 三月十五日(火)

平成十六年分の市・県民税、所得税の申告時期になりました。

申告期限間近になると、会場は大変混雑しますので、お早目に申告してください。

なお、所得税の確定申告をした人は、原則として市・県民税の申告をする必要はありません。

市・県民税と所得税で申告会場が異なりますので、ご注意ください。



# 所得税（確定申告）

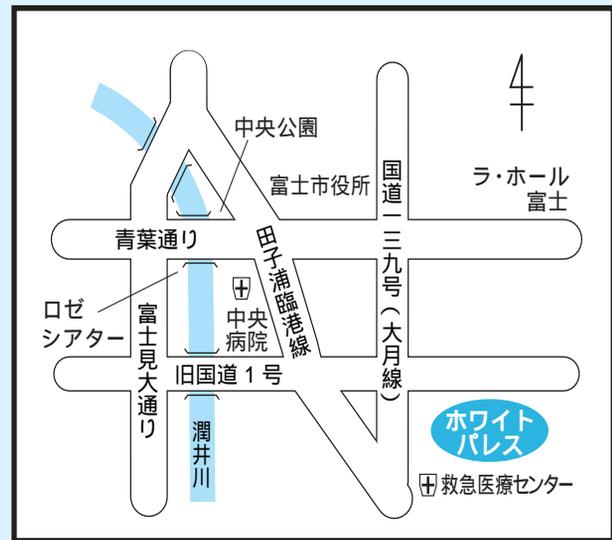
## 確定申告書記載会場 開設日程

ことしから、ホワイトパレスは、ご自分で確定申告書を記載していただく会場となり、職員が会場にて確定申告書の検算を行いません。ご了承ください。

とき 2月14日(月)～3月15日(火)  
9:00～17:00

土・日曜日は除きます。この期間、市役所や富士税務署では申告書記載会場を設置していませんのでご注意ください。

ところ ホワイトパレス  
(富士市農協会館)



### ご存じですか？便利な機能

#### 国税庁ホームページで申告書作成

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」では、画面に基づき必要項目を入力することにより、簡単に確定申告書が作成できます。

作成した申告書は、カラークリアで印刷して、添付書類とともに提出することができます。

F <http://www.nta.go.jp>

#### 「e-Tax（イータックス）」で申告・納税

「e-Tax」は、自宅や職場からインターネットを利用して国税の電子申告・納税ができるシステムです。

1. 所得税及び消費税などの申告
2. 青色申告承認申請書、納税地の異動届出、法定調書の提出などの各申請書や届出書の提出
3. インターネットバンキングやモバイルバンキングを使った納税などを行うことができます。

「e-Tax」をご利用になるためには、開始届出書と本人確認書類（住民票の写しなど）を税務署へ送付または持参してください。

F <http://www.e-tax.nta.go.jp>

ヘルプデスク ☎0570-015901

受付時間 平日9:00～17:00

(2/16～3/15は9:00～20:00)



#### 富士税務署

個人課税部門 ☎61-2463

税務相談室 ☎64-2330

F <http://www.nagoya.nta.go.jp/fuji/>

### 確定申告書は自分で書いてみましょう

申告書や収支内訳書を書くのは難しい、と思う人も多いようですが、申告書と一緒に配布する「所得税の確定申告の手引き」や、「記載例」などを参考にすると、簡単に作成できます。左の方法も参考にしてください。

#### 提出は郵送などで

確定申告書は、郵送などでの提出もできます。記載事項や添付する書類に誤りがないか確認の上、富士税務署までお早目にお送りください。

#### 郵送先

〒416-8650 富士税務署

#### 申告と納税は期限内に

平成16年分の所得税及び贈与税の申告と納税の期限は3月15日、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は3月31日です。

納税には、安全で便利な口座振替による「振替納税制度」をご利用ください。

#### 税に関する相談はこちらへ

##### 税の相談は「タックスアンサー」へ

電話やFAX・インターネットで、税に関する相談の受付・回答をします。「タックスアンサーコード表」は税務署、市民税課の窓口にあります。

☎☎054-252-4444

F <http://www.taxanswer.nta.go.jp>